

那覇市公報

第1415号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇告 示

- 2004 年度「那覇市の運用状況」の公表について（総務課） 446
- 平成 17 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)（財政課） 446

◇公 告

- 那覇広域都市計画公園、道路の変更について（都市計画課） 448
- 書類の送付にかわる公告について（小禄南区画整理事務所） 449

◇上下水道局規程

- 那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程 450

◇病院管理規程

- 那覇市立病院企業職員就業規程の一部を改正する規程 456
- 那覇市立病院の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の
一部を改正する規程 457
- 那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程 .. 459

◇教育委員会規則

- 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の
一部を改正する規則 460

◇教育委員会訓令

- 那覇市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 461
- 那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 464

告 示

那覇市告示第 3 8 号
平成 17 年 6 月 29 日
掲 示 済

2004 年度「那覇市の運用状況」の公表について

那覇市情報公開条例第 14 条及び那覇市個人情報保護条例第 25 条の規定に基づき
「那覇市の運用状況」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 4 0 号
平成 17 年 7 月 15 日

平成 17 年(2005 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された平成 17 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 17 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号)

平成 17 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 8, 1 9 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 0, 5 3 8, 1 9 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		19,603,561	224,606	19,828,167
	2 国庫補助金	4,173,105	224,606	4,397,711
15 県支出金		4,342,707	△9,219	4,333,488
	2 県補助金	1,175,209	△9,219	1,165,990
17 寄附金		26,987	500	27,487
	1 寄附金	26,987	500	27,487
19 繰越金		100, 000	41,779	141,779
	1 繰越金	100, 000	41,779	141,779
20 諸収入		1,505,896	40,532	1,546,428
	4 受託事業収入	138,196	532	138,728
	5 雑入	727,328	40,000	767,328
歳 入 合 計		90,240,000	298,198	90,538,198

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,074,084	40,000	7,114,084
	1 総務管理費	4,410,329	40,000	4,450,329
3 民生費		36,289,955	271,290	36,561,245
	1 社会福祉費	12,454,353	2,750	12,457,103
	2 児童福祉費	11,782,630	268,540	12,051,170
4 衛生費		7,466,435	△14,125	7,452,310
	1 保健衛生費	2,650,183	△14,125	2,636,058
10 教育費		10,059,367	1,033	10,060,400
	1 教育総務費	1,396,950	682	1,397,632
	5 社会教育費	1,237,058	351	1,237,409
歳 出 合 計		90,240,000	298,198	90,538,198

公 告

那覇市公告第38号

平成17年7月8日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園、道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法19条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園・道路を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

1 都市計画の種類

- 那覇広域都市計画公園
- 那覇広域都市計画道路

2 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域

- 3・3・那9号 松山公園（変更）
変更する部分 那覇市久米2丁目
- 3・4・那22号 松山線（変更）
変更する部分 那覇市久米2丁目

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市銘苅2-3-1 銘苅庁舎5階）

4 縦覧期間

平成17年7月8日から平成17年7月22日まで

那覇市公告第 4 2 号

平成 17 年 7 月 15 日

書類の送付にかわる公告について

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の換地処分について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定により通知したが、次の表の左欄に記載する者に対する通知は受領を拒まれたので（又は送付すべき場所を確知することができないので）、同法第 133 条第 1 項の規定及び同条第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

那覇広域都市計画事業
小禄南土地区画整理事業
施行者 那覇市
代表者 那覇市長 翁長雄志

書類の送付を受けるべき者		通 知 の 内 容
氏 名	住 所（又は判明している最後の住所）	
上原 三郎	那覇市字小禄1446番地の2	従前の宅地字小禄泉原 1446-2 330.79 m ² にかかる換地処分通知
和田 稔夫	神奈川県横浜市中区山下町 256番地ヴィルヌーブタワー横浜・関内1804号室	従前の雑種地字小禄泉原 1421-3 559 m ² 、畑字小禄泉原 1422-4 1,018 m ² 、畑字小禄泉原 1422-5 5.90 m ² 、雑種地字小禄泉原 1423-5 559 m ² 、にかかる換地処分通知
（記） それぞれ通知の内容を通知書（写）のとおり、平成 17 年 7 月 15 日から那覇市字小禄 752 番地 小禄老人福祉センター内の掲示板に掲示する。		

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 17 号

平 成 1 7 年 7 月 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和 63 年水道局規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「38 時間 45 分」を「40 時間」に、「午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(午後 0 時から午後 0 時 15 分までは休息時間)」を「午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(午後 0 時から午後 0 時 15 分までの 15 分間及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までの間に置く 15 分間は、休息時間)」に改める。

第 5 条の 3 第 2 項中「前条第 7 項」を「前条第 6 項」に、「前条第 9 項」を「前条第 8 項」に改め、同条を第 5 条の 6 とする。

第 5 条の 2 第 1 項中「次項」を「第 5 条の 2 第 1 項各号(第 1 号にあっては、深夜の就業)」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「第 3 項」を「第 2 項」に、「第 2 項」を「第 5 条の 2 第 1 項各号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「第 3 項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「第 5 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「第 3 項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「(第 5 項第 4 号を除く。）」は、第 12 条の 2 第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員」を「(第 4 項第 4 号を除く。）」は、要介護者を介護する職員」に、「次項」を「第 5 条の 2 第 1 項各号(第 1 号にあっては、深夜)」に、「「要介護者のある職員(ただし、次項に定めるものに該当する場合における職員を除く。）」が、当該要介護者を介護」を「「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」に、「同条第 2 項並びに第 5 項」を「第 4 項」に改め、「、同条第 2 項中「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「第 5 項第 2 号」を「第 4 項第 2 号」に改め、同項を同条第 8 項とする。

第 5 条の 2 を第 5 条の 5 とする。

第 5 条の次に次の 3 条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第 5 条の 2 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）をさせるものとする。ただし、当該職員の配偶者で当該子の親である者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 就業していない者（就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）
 - (2) 負傷、疾病又は身体上の若しくは精神上的の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
 - (3) 8 週間（多胎妊娠にあっては、14 週間）以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。
- 2 管理者は、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。
- (1) 職員の祖父母及び兄弟姉妹で当該職員と同居している者
 - (2) 職員又は配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第 3 において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると管理者が認める者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると管理者が認める者。この場合において、これらの者は、当該職員と同居していることを要する。

（早出遅出勤務の請求）

第 5 条の 3 育児又は介護を行う職員は、早出遅出勤務の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書（第 12 号様式）により請求を行うものとする。

2 前項の請求があった場合において、管理者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、管理者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 管理者は、第 1 項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第 5 条の 4 前条第 1 項の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子（介護を理由とする請求にあっては、要介護者）が死亡したこと。

- (2) 当該請求に係る子が離縁若しくは養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった(介護を理由とする請求にあっては、要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した)こと。
- (3) 当該請求をした職員が、当該請求に係る子(介護を理由とする請求にあっては、要介護者)と同居しないこととなったこと。
- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親である者が、常態として当該子を養育することができるものとして第5条の2第1項ただし書に定める者に該当することとなったこと。
- 2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事由が生じた場合には、前条第1項の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前条第1項の請求をした後に、当該請求に係る第1項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、遅滞なく育児又は介護の状況変更届(第13号様式)によりその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第5条の5 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができる者として第5条の2第1項各号(第1号にあっては深夜の就業)に定めるものに該当する場合における職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第12条の3第1項中「始まる日の前日から起算して1週間前の日」を「初日の前日」に改める。

付則第4項を削る。

別表第3第4号中「女性職員の分べん」を「8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である職員が申し出た場合又は職員が出産した場合」に改め、同表第5号中「女性職員の生理」を「女性職員が生理のため就業が著しく困難な場合」に改め、同表第6号中「による交通の制限又は遮断」を「により交通が制限され、又はしゃ断された場合」に改め、同表第7号中「風水震」を「風水害」に、「による交通のしゃ断」を「により交通がしゃ断された場合」に改め、同表第8号中「風水震」を「風水害」に、「による」を「により」に、「破壊」を「破壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められるとき。」に、「1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間」を「現住居の滅失又は破壊の日から30日の期間内において1日を単位として7日以内」に改め、同表第9号中「の原因」を「により出勤が著しく困難と認められる場合」に、「日又は時間」を「期間」に改め、同表第10号から第12号までの規定中「日又は時間」を「期間」に改め、同表第13号中「女性職員が勤務」を「女性職員が通勤」に改め、「正規の」を削る。

別表第3第15号から第18号までを次のように改める。

15	生後満 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 1 回の場合 30 分以上 1 時間 30 分以内 1 日 2 回に分割する場合 それぞれ 30 分以上 45 分以内 半日勤務の場合 1 日 1 回 30 分以上 45 分以内
16	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日（挙式の日が婚姻の日の前であるときは、挙式の日）の前後 30 日以内の期間内において、1 日を単位として 7 日
17	職員の配偶者が分べんする場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	分べん予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）日に当たる日から分べんの日後 8 週間の期間内において、1 日又は 1 時間を単位として 7 日
18	職員が子に予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）又は結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）に定める予防接種を受けさせる場合	1 日を超えない範囲内で、その都度必要と認められる期間

別表第 3 第 20 号中「職域、市及び沖縄代表として諸行事に参加する場合」を「沖縄県、本市又は職域の代表として諸行事に参加する場合」に改め、同表第 21 号中「授業への出席」を「授業に出席する場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。」に改め、同表第 22 号中「忌引」を「職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認めるとき。」に改め、同表第 23 号中「1 日以内」を「1 日を超えない範囲内で必要と認める期間」に改め、同表第 24 号中「日又は時間」を「期間」に改め、同表第 26 号中「子」の次に「（配偶者の子を含む。）」を、「1 日」の次に「又は 1 時間」を加える。

第 12 号様式及び第 13 号様式を次のように改める。

第12号様式

早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

請求者 所属

職名

氏名

印

次のとおり ☐ 養育 ☐ 介護 のため ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	子の生年月日又は出産予定日	年 月 日
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親の有無及び状況	☐ 有 ☐ 就業している。 (早出遅出勤務を請求する場合で、該当するときに記入) ☐ 深夜において就業している。 (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育又は介護が困難である。 ☐ 8 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産予定又は産後 8 週間以内である。 ☐ 無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他()	
5 請求する早出遅出勤務の始業及び終業の時刻	時 分始業 時 分終業	
6 始業及び終業時刻を当該時刻とする理由		

第13号様式

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

届出者 所属
職名
氏名

印

次のとおり ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 に係る ☐ 養育 ☐ 介護 の状況について

変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 ☐ 子が死亡した。 ☐ 職員の子でなくなった。 (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し) ☐ 同居しなくなった。 ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった。 (2) 介護の状況の変更 ☐ 要介護者が死亡した。 ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由:) ☐ 同居しなくなった
2 届出の事実が発生した日	年 月 日

付 則

- この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の際、現に改正前の那覇市上下水道局企業職員就業規程別表第 3 の規定により承認された休暇については、なお従前の例による。
- 那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程 (1969 年水道局規程第 3 号) を次のように改正する。
別表中「8 時 30 分から 17 時まで」を「8 時 30 分から 17 時 15 分まで」に、「10 時 30 分から 19 時まで」を「10 時 30 分から 19 時 15 分まで」に改める。

病院管理規程

那覇市病院管理規程第 7 号

平 成 1 7 年 6 月 2 9 日

公 布 済

那覇市立病院企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員就業規程（平成15年那覇市病院管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次項」の次に「及び第 3 項」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に係る勤務時間は、次に掲げる始業及び終業の時刻から選択するものとし、休憩時間は午後 0 時 15 分から午後 1 時までとする。

(1) 早出勤務 午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで

(2) 遅出勤務 1 午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで

(3) 遅出勤務 2 午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで

付 則

この規程は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

那覇市病院管理規程第 8 号

平 成 1 7 年 6 月 2 9 日

公 布 済

那覇市立病院の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

職員の範囲		週休日	勤務時間の割振り			休憩時間
看護部に勤務する職員	病棟部門の業務に従事する職員	4 週につき 8 日所属長が指定する日。ただし、1 週につき 1 日以上とする。	4 週間に日勤12 回、準夜勤 4 回、深夜勤 4 回の所属長の定める割振り勤務とする。	日勤	(1) 8 時から16 時45分まで (2) 8 時30分から17時15分まで (3) 11時30分から20時15分まで (4) 13時から21 時45分まで	所属長の定める45 分
				準夜勤	16時から 0 時45 分まで	
				深夜勤	0 時から 8 時45 分まで	
	外来部門の業務に従事する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8 時から16時45分まで (2) 8 時30分から17時15分まで (3) 11時30分から20時15分まで (4) 16時から 0 時45分まで (1) から (4) までの所属長の定める割振り勤務とする。			所属長の定める45 分
	透析室の業務に従事する職員	(1) 日曜日 (2) 4 週につき 4 日所属長が指定する日	月曜日から土曜日まで 8 時から16時45分まで			所属長の定める45 分

手術室 の業務 に従事 する職 員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8時から16時45分まで (2) 8時30分から17時15分まで (3) 10時30分から19時15分まで (1)及び(3)までの所属長の定める割 振り勤務とする。	所属長の 定める45 分
	その他の 職員	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで	所属長の 定める45 分
診療部、診 療支援部及 び医事課に 勤務する職 員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8時から16時45分まで (2) 8時30分から17時15分まで (3) 0時から8時45分まで (4) 所属長の指定する特定の週の特 定の日（金曜日は除く。）におい ては、8時30分から翌日の8時30 分までとし、当該勤務終了時から 翌日の8時30分までは勤務時間は 割振らない。 (5) 所属長の指定する特定の週の月 曜日においては、0時から8時45 分までとし、当該勤務終了時から 翌日の8時30分までは勤務時間は 割振らない。 (1)から(5)までの所属長の定める割 振り勤務とする。	所属長の 定める45 分とす る。ただ し、(4) の勤務時 間の割振 りの場合 は、8時 30分から 17時15分 までの間 に45分の 休憩時間 を、17時 15分から 翌日の8 時30分ま での間に 7時間15 分の休憩 時間をそ れぞれ所 属長が割 振るもの とする。

備考 医療職員の週休日、勤務時間の割振り、休憩時間については、業務の繁忙
その他臨時の理由がある場合は、所属長は、4週間を平均して1週間の勤務時
間が40時間となり、4週間に週休日が4日以上となる範囲内で臨時に変更する
ことができる。

付 則

この規程は、平成17年7月1日から施行し、改正後の那覇市立病院の特別の勤務
に従事する職員の勤務時間等に関する規程別表の規定は、同日において始業時刻が
割振られている勤務から適用する。

那覇市病院管理規程第 9 号

平 成 1 7 年 6 月 2 9 日

公 布 済

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「週30時間」を「おおむね週30時間」に、「労働時間が30時間」を「労働時間がおおむね30時間」に改める。

別表10の項中

「

を

(1) 8時30分～17時	7時間45分(45分)
(2) 8時～16時30分	7時間45分(45分)
(3) 16時～0時30分	7時間45分(45分)
(4) 0時～8時30分	7時間45分(45分)
(5) 13時～21時30分	7時間45分(45分)
(6) 7時45分～14時45分	6時間(60分)
(7) 8時～12時	4時間(なし)
(8) 8時30分～12時30分	4時間(なし)
(9) 8時30分～14時30分	5時間(60分)
(10) 8時30分～15時30分	6時間(60分)
(11) 8時30分～16時30分	7時間(60分)
(12) 9時～14時	4時間(60分)
(13) 9時～15時	5時間(60分)
(14) 9時～16時	6時間(60分)
(15) 9時～17時	7時間(60分)
(16) 10時～17時	6時間(60分)

」

「

に改める。

(1) 0時～8時30分	7時間45分(45分)
(2) 8時～16時30分	7時間45分(45分)
(3) 8時30分～17時	7時間45分(45分)
(4) 13時～21時30分	7時間45分(45分)
(5) 16時～0時30分	7時間45分(45分)
(6) 8時30分～16時30分	7時間(60分)

(7) 9時～17時	7時間(60分)
(8) 7時45分～14時45分	6時間(60分)
(9) 8時30分～15時30分	6時間(60分)
(10) 9時～16時	6時間(60分)
(11) 9時30分～16時30分	6時間(60分)
(12) 10時～17時	6時間(60分)
(13) 11時～18時	6時間(60分)
(14) 8時30分～14時30分	5時間(60分)
(15) 9時～15時	5時間(60分)
(16) 8時～12時	4時間(なし)
(17) 8時30分～12時30分	4時間(なし)
(18) 9時～14時	4時間(60分)

」

付 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第16号

平成17年6月30日

施 行 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成5年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（勤務時間等）

第2条 次に掲げる職員の範囲、週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表のとおりとする。

- (1) 条例第3条第3項に規定する職員
- (2) 規則第2条第2項に規定する職員
- (3) 現業規則第2条の規定により、前2号に掲げる職員の例によることとなる現業職員

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
市民スポーツ課に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 早番 8時30分から17時15分まで 遅番 12時45分から21時30分まで 早番又は遅番は、課長の定める割振り勤務とする。	早番 11時から14時までの間で課長の定める45分は休憩時間とする。 遅番 16時から19時までの間で課長の定める45分は休憩時間とする。
小学校、中学校、幼稚園及び学校給食センターに勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から17時00分まで	11時から14時までの間で校長、園長又は学校給食センター所長の定める45分は休憩時間とする。
図書館及び博物館に勤務する職員	(1) 月曜日 (2) 4週につき4日館長が指定する日	1週40時間とし、館長の定める割振り勤務とする。	11時から14時までの間で館長の定める45分は休憩時間とする。

付 則

この規則は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 3 号

平 成 1 7 年 6 月 3 0 日

施 行 済

那覇市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

委員長 新城 洋子

那覇市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会職員服務規程（平成 3 年那覇市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第19条の 2 を次のように改める。

（早出遅出勤務及び深夜勤務の制限の請求手続等）

第19条の 2 規則第10条第 1 項及び第13条第 1 項（これらの規定を規則第16条にお

いて準用する場合を含む。）の請求は、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書（第13号様式）によるものとする。

- 2 規則第11条第3項及び第14条第3項（これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、育児又は介護の状況変更届（第14号様式）によるものとする。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第19条の2第1項関係）

早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

請求者 所属
職名
氏名

印

次のとおり ☐ 養育 ☐ 介護 のため ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	子の生年月日又は出産予定日	年 月 日
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親の有無及び状況	☐ 有 ☐ 就業している。 （早出遅出勤務を請求する場合で、該当するときに記入） ☐ 深夜において就業している。 （深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入） ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育又は介護が困難である。 ☐ 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定又は産後8週間以内である。 ☐ 無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他()	
5 請求する早出遅出勤務の始業及び終業の時刻	時 分始業	時 分終業
6 始業及び終業時刻を当該時刻とする理由		

第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第19条の2第2項関係）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

届出者 所属
職名
氏名

印

次のとおり ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 に係る ☐ 養育 ☐ 介護 の状況について

変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 ☐ 子が死亡した。 ☐ 職員の子でなくなった。 (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し) ☐ 同居しなくなった。 ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった。 (2) 介護の状況の変更 ☐ 要介護者が死亡した。 ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由：) ☐ 同居しなくなった
2 届出の事実 が発生した日	年 月 日

付 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

那覇市教育委員会訓令第 4 号

平 成 1 7 年 6 月 3 0 日

施 行 済

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

委員長 新城 洋子

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立学校職員服務規程（平成 3 年那覇市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 1 項中「深夜勤務制限請求書」を「早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書」に改める。

第 24 条の 4 を次のように改める。

（早出遅出勤務及び育児又は介護を行う市費負担職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第 24 条の 4 職員は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（昭和 47 年那覇市規則第 20 号。以下この条において「規則」という。）第 10 条第 1 項及び第 13 条第 1 項（これらの規定を規則第 16 条において準用する場合を含む。）の請求は、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書（第 22 号様式の 4）を校長に提出しなければならない。

2 規則第 11 条第 3 項及び第 14 条第 3 項（これらの規定を規則第 16 条において準用する場合を含む。）の規定する届出は、育児又は介護の状況変更届（第 22 号様式の 5）により校長に届け出なければならない。

第 1 号様式中「第 1 号様式」を「第 1 号様式（第 3 条関係）」に改める。

第 2 号様式中「第 2 号様式」を「第 2 号様式（第 3 条関係）」に改める。

第 3 号様式中「第 3 号様式」を「第 3 号様式（第 6 条関係）」に改める。

第 4 号様式中「第 4 号様式」を「第 4 号様式（第 9 条関係）」に改める。

第 4 号様式の 2 中「第 4 号様式の 2」を「第 4 号様式の 2（第 9 条関係）」に改める。

第 5 号様式中「第 5 号様式」を「第 5 号様式（第 10 条関係）」に改める。

第 6 号様式中「第 6 号様式」を「第 6 号様式（第 11 条関係）」に改める。

第 7 号様式中「第 7 号様式」を「第 7 号様式（第 11 条関係）」に改める。

第 8 号様式中「第 8 号様式」を「第 8 号様式（第 11 条関係）」に改める。

第 9 号様式中「第 9 号様式」を「第 9 号様式（第 11 条関係）」に改める。

第 9 号様式の 2 中「第 9 号様式の 2」を「第 9 号様式の 2（第 11 条の 2 関係）」に改める。

第 10 号様式中「第 10 号様式」を「第 10 号様式（第 12 条関係）」に改める。

第 11 号様式中「第 11 号様式」を「第 11 号様式（第 12 条関係）」に改める。

第 12 号様式中「第 12 号様式」を「第 12 号様式（第 13 条関係）」に改める。

第 13 号様式中「第 13 号様式」を「第 13 号様式（第 14 条関係）」に改める。

- 第 14 号様式中「第 14 号様式」を「第 14 号様式（第 15 条関係）」に改める。
- 第 15 号様式中「第 15 号様式」を「第 15 号様式（第 16 条関係）」に改める。
- 第 16 号様式中「第 16 号様式」を「第 16 号様式（第 17 条関係）」に改める。
- 第 17 号様式中「第 17 号様式」を「第 17 号様式（第 17 条関係）」に改める。
- 第 18 号様式中「第 18 号様式」を「第 18 号様式（第 18 条関係）」に改める。
- 第 19 号様式中「第 19 号様式」を「第 19 号様式（第 19 条関係）」に改める。
- 第 20 号様式中「第 20 号様式」を「第 20 号様式（第 20 条関係）」に改める。
- 第 21 号様式中「第 21 号様式」を「第 21 号様式（第 20 条関係）」に改める。
- 第 22 号様式中「第 22 号様式」を「第 22 号様式（第 23 条関係）」に改める。
- 第 22 号様式の 2 中「第 22 号様式の 2」を「第 22 号様式の 2（第 23 条の 2 関係）」に改める。
- 第 22 号様式の 3 中「第 22 号様式の 3」を「第 22 号様式の 3（第 23 条の 2 関係）」に改める。
- 第 22 号様式の 4 を次のように改める。

第22号様式の4（第24条の2関係）

早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

請求者 学校（幼稚園）名 _____
職名 _____
氏名 _____ 印

次のとおり $\left[\begin{array}{l} \square \text{ 養育} \\ \square \text{ 介護} \end{array} \right]$ のため $\left[\begin{array}{l} \square \text{ 早出遅出勤務} \\ \square \text{ 深夜勤務の制限} \end{array} \right]$ を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	子の生年月日又は出産予定日	年 月 日
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親の有無及び状況	☐ 有 ☐ 就業している。 （早出遅出勤務を請求する場合で、該当するときに記入） ☐ 深夜において就業している。 （深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入） ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育又は介護が困難である。 ☐ 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定又は産後8週間以内である。 ☐ 無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他()	
5 請求する早出遅出勤務の始業及び終業の時刻	時 分始業	時 分終業
6 始業及び終業時刻を当該時刻とする理由		

第 22 号様式の5を次のように改める。

第22号様式の 5（第24条の 2 関係）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

届出者 学校（幼稚園）名 _____
職名 _____
氏名 _____ 印

次のとおり ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 に係る ☐ 養育 ☐ 介護 の状況について

変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 ☐ 子が死亡した。 ☐ 職員の子でなくなった。 (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し) ☐ 同居しなくなった。 ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった。 (2) 介護の状況の変更 ☐ 要介護者が死亡した。 ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由：) ☐ 同居しなくなった
2 届出の事実 が発生した日	年 月 日

第 23 号様式中「第 23 号様式」を「第 23 号様式（第 25 条関係）」に改める。

第 24 号様式中「第 24 号様式」を「第 24 号様式（第 26 条関係）」に改める。

第 25 号様式中「第 25 号様式」を「第 25 号様式（第 28 条関係）」に改める。

第 26 号様式中「第 26 号様式」を「第 26 号様式（第 30 条関係）」に改める。

付 則

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。